

## 厚岸町太田・南片無去地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号。以下「条例」という。）第17条第4項の規定に基づき、厚岸町太田・南片無去地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

### 1 指定の区域

名称	指定の区域
厚岸町太田・南片無去地区水資源保全地域	厚岸郡厚岸町片無去1番地、2番地、3番地、4番地、60番地、69番地、70番地、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、76番地1及び2、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82番地、83番地、84番地1から5まで、85番地1及び2、86番地、87番地、88番地、89番地、90番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、101番地、103番地、109番地、111番地、115番地、116番地、117番地、118番地、120番地、160番地1、160番地3から349まで、162番地1から42まで、163番地1、163番地3から166まで、182番地1から108まで、198番地1、200番地、202番地、203番地、237番地、241番地、242番地、244番地、245番地、246番地、277番地、280番地、285番地、291番地1及び2、293番地、294番地、333番地、334番地、336番地、340番地1から4まで、342番地、343番地、344番地、345番地、346番地、347番地、348番地、349番地、350番地、351番地、352番地、353番地、354番地、360番地、362番地、363番地、364番地1及び2、365番地、366番地、367番地、368番地、369番地、370番地、371番地、372番地、373番地、374番地、375番地、376番地、377番地、378番地、379番地、380番地、381番地、382番地、383番地、384番地、385番地、387番地、388番地、389番地、390番地、391番地、392番地、393番地、394番地、395番地、396番地、397番地、398番地、399番地、400番地、401番地、402番地、403番地、404番地、405番地、406番地、407番地、408番地、409番地、410番地、411番地、412番地、413番地、414番地、415番地、416番地、417番地、418番地、419番地、420番地、421番地、422番地、423番地、424番地、425番地、426番地、427番地、428番地、429番地、430番地、431番地、432番地、433番地、434番地、435番地、436番地、437番地、438番地、439番地、440番地、441番地、442番地、443番地、444番地、445番地、446番地、447番地、448番地、449番地、450番地、451番地、452番地、453番地、454番地、455番地、456番地、457番地、458番地、459番地、460番地、461番地、462番地、463番地、464番地、465番地、466番地、467番地、468番地、469番地、470番地、471番地、472番地、473番地、474番地、475番地、476番地、477番地、478番地、479番地、480番地、481番地、482番地、483番地、484番地、485番地、487番地、488番地、489番地、490番地、491番地、492番地、493番地、495番地、496番地、497番地、498番地、500番地、501番地、504番地、510番地、511番地、512番地、513番地、514番地、515番地、516番地、519番地、523番地、524番地、525番地、526番地、527番地、528番地、529番地、530番地、531番地、532番地、533番地1から4まで、534番地、535番地、536番地、537番地、538番地、539番地、540番地、542番地、543番地、544番地、545番地、546番地、547番地、

名称	指定の区域
	548 番地、549 番地、550 番地、551 番地、552 番地、553 番地、554 番地、 555 番地、556 番地、557 番地、558 番地、559 番地、560 番地、561 番地、 562 番地、563 番地、564 番地、565 番地、566 番地、567 番地、568 番地、 569 番地、570 番地、571 番地、572 番地、573 番地、574 番地、575 番地、 576 番地、577 番地、578 番地、579 番地、580 番地、581 番地、582 番地、 584 番地、585 番地、586 番地、587 番地、588 番地、589 番地、590 番地、 591 番地、593 番地、594 番地、595 番地、596 番地、597 番地、598 番地、 600 番地、601 番地、602 番地、603 番地、604 番地、605 番地、606 番地、 607 番地、608 番地、609 番地、610 番地、611 番地、612 番地 1 及び 2、 613 番地、614 番地、615 番地、616 番地、617 番地、618 番地、619 番地、 620 番地、621 番地、622 番地、623 番地、624 番地、625 番地、626 番地、 627 番地、628 番地、629 番地、630 番地、631 番地、632 番地、633 番地、 634 番地、635 番地、636 番地、637 番地、638 番地、639 番地、640 番地、 649 番地、651 番地、652 番地、653 番地、654 番地、655 番地、656 番地、 657 番地、658 番地、659 番地、660 番地、661 番地、662 番地、663 番地、 664 番地、665 番地、666 番地、667 番地、668 番地 1 及び 2、669 番地、 671 番地、672 番地、673 番地、674 番地、675 番地、676 番地、677 番地、 678 番地、679 番地 1 及び 2、680 番地、681 番地、682 番地、683 番地、 684 番地、685 番地、686 番地、687 番地、688 番地、689 番地、690 番地、 691 番地、692 番地、693 番地、694 番地、695 番地、696 番地、697 番地、 698 番地、699 番地、700 番地、701 番地、702 番地、703 番地、704 番地、 705 番地、706 番地、707 番地、708 番地、709 番地、710 番地、711 番地、 712 番地、713 番地、714 番地、715 番地、716 番地、717 番地、718 番地、 719 番地、720 番地、721 番地、722 番地、723 番地、724 番地、725 番地、 726 番地、727 番地、728 番地、729 番地、730 番地、731 番地、732 番地、 733 番地、734 番地、735 番地、736 番地、737 番地、738 番地、739 番地、 740 番地 1 及び 2、741 番地、742 番地、743 番地、744 番地、745 番地、 746 番地、747 番地、748 番地、749 番地、750 番地、755 番地、776 番地、 778 番地、779 番地、780 番地、791 番地、793 番地、795 番地、796 番地、 797 番地、798 番地、799 番地、800 番地、801 番地、802 番地、803 番地、 804 番地、805 番地、806 番地、807 番地、808 番地、809 番地、810 番地、 811 番地、812 番地、813 番地、814 番地、815 番地、816 番地、817 番地、 818 番地、819 番地、820 番地、821 番地、822 番地、823 番地、824 番地、 825 番地、826 番地、827 番地、828 番地、829 番地、830 番地、831 番地、 832 番地、833 番地、834 番地、835 番地、836 番地、837 番地、838 番地、 839 番地、840 番地、841 番地、842 番地、843 番地、844 番地、845 番地、 846 番地、847 番地、848 番地、849 番地、850 番地、851 番地、852 番地、 853 番地、854 番地、855 番地、856 番地、857 番地、858 番地、859 番地 1 及び 2、860 番地 1 及び 2、861 番地、862 番地、863 番地、864 番地、 865 番地、866 番地、867 番地、868 番地、869 番地、870 番地、871 番地、 872 番地、873 番地、874 番地、875 番地、876 番地、877 番地、878 番地、 1183 番地、1184 番地、1185 番地、1186 番地、1187 番地、1188 番地、 1189 番地、1190 番地、1191 番地、1192 番地、1193 番地、1194 番地、 1195 番地、1196 番地、1197 番地、1198 番地、1199 番地 1 及び 2、1200 番地、1201 番地、1202 番地、1203 番地、1204 番地、1205 番地、1206 番 地、1207 番地 1 及び 2、1208 番地、1209 番地、1210 番地、1211 番地、 1213 番地、1214 番地、1215 番地、1216 番地、1217 番地 1 から 5 まで、 1218 番地、1219 番地 1 から 3 まで、1220 番地、1221 番地、1222 番地、 1223 番地、1224 番地、1225 番地、1226 番地、1227 番地、1228 番地、 1229 番地、1230 番地、1231 番地、1232 番地、1233 番地、1234 番地、 1235 番地、1236 番地、1237 番地、1238 番地 1 から 3 まで、1239 番地、

名称	指定の区域
	<p>1240 番地、1241 番地 1 及び 2、1242 番地、1243 番地、1244 番地、1245 番地、1246 番地、1247 番地、1248 番地、1249 番地、1251 番地、1252 番地、1253 番地、1256 番地、20004 番地、20011 番地、20012 番地、20014 番地、20015 番地、20016 番地、</p> <p>太田西 15 番地、16 番地 1 から 3 まで、17 番地 1 から 3 まで、18 番地、19 番地、20 番地、21 番地、22 番地、23 番地、24 番地、25 番地、26 番地、27 番地、28 番地、29 番地、30 番地、31 番地、32 番地 1 及び 2、33 番地 1 から 10 まで、34 番地 1 及び 2、35 番地、36 番地 1 及び 2、37 番地 1 から 3 まで、38 番地 1 及び 2、39 番地、40 番地、41 番地、42 番地、43 番地、44 番地、45 番地、46 番地、47 番地、48 番地、49 番地、50 番地、51 番地、52 番地 1 から 44 まで、53 番地、54 番地 1 から 44 まで、55 番地 1 から 3 まで、55 番地 7 から 12 まで、56 番地 1 及び 2、56 番地 5 及び 6、57 番地、58 番地、59 番地、60 番地、61 番地、62 番地、63 番地、69 番地 2、70 番地 1、70 番地 3 及び 4、71 番地、72 番地、73 番地 1 及び 2、74 番地、75 番地、76 番地、77 番地、78 番地、79 番地、80 番地、81 番地、82 番地、83 番地、84 番地、85 番地 1 及び 2、86 番地 1 及び 2、87 番地、88 番地 1 及び 2、89 番地 1 及び 2、90 番地 1 及び 2、91 番地、92 番地、93 番地、94 番地、95 番地、96 番地、97 番地、98 番地、99 番地、100 番地、101 番地、102 番地、103 番地、104 番地、105 番地、106 番地、109 番地 1 及び 2、110 番地、111 番地、112 番地、113 番地、114 番地、115 番地、116 番地 1 及び 2、117 番地、118 番地、119 番地、120 番地、121 番地、122 番地、123 番地、124 番地 1、124 番地 3、125 番地 1 及び 2、125 番地 5 から 7 まで、126 番地、976 番地、977 番地、992 番地、1001 番地、1010 番地、1011 番地、1025 番地、1026 番地、1027 番地、1043 番地、1044 番地、1066 番地 2、1082 番地、1083 番地、1103 番地、1165 番地、</p> <p>太田 1 の通り 41 番地、43 番地 1、45 番地 1 及び 2、46 番地 1 及び 2、47 番地 1 及び 2、48 番地 1 及び 2、49 番地 1 及び 2、50 番地 1 及び 2、51 番地 1 及び 2、52 番地 1 及び 2、53 番地 1 及び 2、54 番地 1 から 3 まで、55 番地 1 及び 2、56 番地、57 番地 1 及び 2、58 番地、59 番地 1 から 4 まで、60 番地 1 及び 2、61 番地 1 から 4 まで、62 番地 1 及び 2、63 番地 1 から 5 まで、64 番地 1 から 4 まで、65 番地 1 から 3 まで、66 番地 1 から 4 まで、67 番地 1 及び 2、68 番地、69 番地、70 番地、71 番地、72 番地、73 番地、74 番地、75 番地、76 番地、77 番地、78 番地、79 番地、80 番地、81 番地、82 番地、83 番地、84 番地、85 番地、86 番地、87 番地、88 番地、89 番地、91 番地、92 番地、93 番地、94 番地、95 番地、96 番地、97 番地、98 番地、99 番地、100 番地、101 番地、102 番地、103 番地、104 番地、105 番地、106 番地 1 及び 2、107 番地 1 及び 2、107 番地 5 から 7 まで、108 番地 1 及び 2、108 番地 5、109 番地 1 及び 2、109 番地 4、109 番地 8 から 10 まで、110 番地、111 番地、112 番地、113 番地、114 番地、115 番地、116 番地、117 番地、118 番地、119 番地、120 番地、121 番地、122 番地、123 番地、124 番地、125 番地、126 番地、128 番地 2、130 番地、131 番地、132 番地、975 番地、993 番地、994 番地、1002 番地、1003 番地、1012 番地、1013 番地、1028 番地、1029 番地、1046 番地、1047 番地、1066 番地 1、1067 番地、</p> <p>太田 2 の通り 49 番地 1、51 番地 1、53 番地 1、55 番地 1 から 3 まで、57 番地 1 から 3 まで、59 番地 1 から 4 まで、61 番地 1 から 4 まで、63 番地 1 から 16 まで、63 番地 20 から 22 まで、63 番地 24、65 番地 1 から 4 まで、65 番地 6 から 23 まで、65 番地 25、67 番地 1 から 3 まで、67 番地 5 から 7 まで、69 番地 1 から 3 まで、69 番地 5 及び 6、71 番地 1 から 3 まで、71 番地 5 及び 6、73 番地 1 から 3 まで、73 番地 5 から</p>

名称	指定の区域
	<p>7まで、75番地1から3まで、75番地5から9まで、77番地1から3まで、77番地5から7まで、79番地1から3まで、79番地5から8まで、81番地1、81番地3から6まで、83番地1及び2、83番地4から6まで、85番地1及び2、86番地1から7まで、87番地1から3まで、88番地1及び2、88番地4から7まで、89番地1及び2、90番地1及び2、90番地4から7まで、91番地、92番地1及び2、92番地4から6まで、93番地、94番地1から3まで、94番地5及び6、95番地、96番地1及び2、96番地4及び5、97番地、99番地、101番地、103番地1、103番地3、104番地2、104番地7及び8、104番地12、105番地1及び2、105番地6から8まで、106番地2、106番地5、107番地1及び2、108番地2、109番地、110番地1、111番地、112番地2、112番地4、112番地6、113番地、114番地1及び2、114番地5から8まで、115番地、116番地1、116番地3及び4、117番地、118番地、119番地、120番地、121番地、122番地、123番地、124番地1、124番地3、125番地、126番地1及び2、126番地4から6まで、974番地、995番地、996番地、1003番地、1004番地、1014番地、1015番地、1030番地、1048番地、1068番地、</p> <p>太田3の通り 113番地1、113番地3、115番地2、115番地5、125番地1、</p> <p>太田宏陽 39番地、40番地、41番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地、50番地、51番地、</p> <p>乙幌 6番地、7番地、8番地、23番地、24番地、25番地、26番地、27番地、28番地、29番地、30番地、31番地</p> <p>※厚岸町太田・南片無去地区水資源保全地域区域図に示すとおり</p>

## 2 地域別指針

### (1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、河川水から原水を取り入れていることから、山間地における上水道・簡易水道の水源である別寒辺牛川水系旧尾幌1号川支流ホマカイ川から河川水を取り入れる厚岸町上水道区域及び厚岸町上尾幌簡易水道区域太田地区の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部を基本とした。
面積	28,602,023㎡ (厚岸町片無去地区水資源保全地域との重複1,003,235㎡を含む。)
区域設定の考え方	集水区域の全部のうち、国有地を除いた区域を水資源保全地域とした。(ホマカイ川とホマカイ下川が分岐する地点より上流域を除く。)
対象区域の状況	対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において、農業地域及び森林地域に区分されているほか、森林法に基づく厚岸町森林整備計画において、水源涵養林、木材等生産林などに指定された森林が所在し、また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が所在する区域である。 さらに厚岸町上水道及び厚岸町上尾幌簡易水道太田地区水源の取水施設(給水人口:8,488人、給水量:3,376㎡/日)の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。

### (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、厚岸町太田・南片無去地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、厚岸町長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、厚岸町長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主（貸主等）と買主（借主等）が連署で厚岸町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、知事の許可を受けること。	農地法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「農業地域」は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、土地利用については、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	国土利用計画法
		北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	

要件	必要な手続等		根拠法令等
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1 ha 以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事の許可（建築等の制限解除）を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法
一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合	事前届出	北海道景観計画に基づき、一定の規模を超える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに知事に届け出ること。	景観法
屋外広告物を掲出する場合	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている地域では、屋外広告物を掲出する場合は、知事の許可を受けること。	北海道屋外広告物条例
森林の施業を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、厚岸町森林整備計画において、水源涵養林（水資源保全ゾーン）及び山地災害防止林にゾーニングされていることから、森林整備計画におけるゾーニングに即した施業に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を厚岸町長に届け出ること。また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内に厚岸町長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
保安林の立木の伐採等を行う場合	許可等	防風保安林等に指定された区域があることから、保安林の立木の伐採等をする場合は、知事の許可等を受けること。	森林法
一定規模を超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1 ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超えて開発（土地の形質を変更する行為）する場合は、知事の許可を受けること。	森林法
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域に指定されている区域があることから、区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、知事の許可を受けること。	農業振興地域の整備に関する法律

要件	必要な手続等		根拠法令等
一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあつては900㎡以上）の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	100人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が20立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合は、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法
	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が100人を超える場合は、知事に届け出ること。	
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する場合は、工事に着手する60日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設を設置等を行う場合は、着工の60日前までに、厚岸町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型社会形成の推進に関する条例
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、厚岸町長に届け出ること。	工場立地法



要件	必要な手続等		根拠法令等
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事等の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事等の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。